

令和4年5月9日

告 示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、渡嘉敷ボクシングジム（以下「渡嘉敷ジム」という）所属ボクサーである仲里ニンジャ早史（ライセンスNo.48729）選手を令和4年4月1日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 渡嘉敷ジム仲里ニンジャ早史選手は、令和4年4月2日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は仲里ニンジャ早史選手を令和4年4月1日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、渡嘉敷ジムのマネージャーである渡嘉敷加奈子（ライセンスNo.28104）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、渡嘉敷加奈子が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション